

## パブリック・コメント手続（意見募集）

（仮称）横須賀市生産緑地地区の区域  
の規模に関する条例の制定について

### 意見募集期間

令和元年（2019年）

11月12日（火）～12月2日（月）

お問い合わせ先：経済部農業水産課

電話 046-822-8296（直通）

横 須 賀 市

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## 1 生産緑地地区について

生産緑地地区とは、市街化区域内の農地を計画的に保全することにより、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成することを目的として、地権者の同意を得て、都市計画に定めることができる地区です。

生産緑地地区に指定されると一定期間（30年間）農地として管理することが義務付けられ、農地以外の利用ができませんが、固定資産税の優遇や相続税の猶予等税制の措置を受けられるため、営農者は安心して農業を継続することができます。

（概要図）

### 市街化区域



## 2 条例制定の経緯

平成4年（1992年）に当初指定された生産緑地地区は、令和4年（2022年）に指定期間（30年間）の満了を迎えることから、平成29年5月に改正生産緑地法が公布され、指定期間を10年間延長できる特定生産緑地制度が創設されました。

併せて、生産緑地地区の面積の下限について、現行の「500㎡以上」から、市町村が条例により「300㎡から500㎡未満」の範囲で定めることができる改正が行われました。

また、国においては、都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画を策定し、都市農地は農産物の供給だけでなく、防災、景観、環境の保全等の多様な機能を果たすものとして、積極的に保全を図っていくことが示され、都市農地のあり方が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ転換されました。

## 3 条例（案）の内容

本市内の生産緑地地区の区域の規模を「300㎡以上」とすることを条例で定めます。

## 4 条例制定の目的

生産緑地地区の下限面積を引き下げることにより、市街化区域内の小規模な都市農地の維持・保全を図ることを目的とします。

## 5 生産緑地地区の指定状況（令和元年（2019年）11月1日時点）



### 生産緑地地区の指定状況

- (1) 指定地区数  
169 地区（約 25.2 ヘクタール）
- (2) 上記(1)のうち、平成4年に当初指定された地区数  
148 地区（約 19.5 ヘクタール）

## 6 今後の予定

- (1) 令和2年（2020年）2月 条例案を市議会に提出
- (2) 令和2年（2020年）3月 条例制定

（参照）

生産緑地法抜粋

（生産緑地地区に関する都市計画）

第三条 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

（中略）

二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。

（中略）

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

生産緑地法施行令抜粋

（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）

第三条 法第三条第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。

# 提出方法

1 提出期間 令和元年(2019年)11月12日(火)から同年12月2日(月)まで

2 あて先 経済部 農業水産課 農業振興係

3 提出方法

(1) 書式は特に定めておりませんが、住所及び氏名を明記して下さい。

(2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記して下さい。

- ① 市内在勤の場合：勤務先名・所在地
- ② 市内在学の場合：学校名・所在地
- ③ 本市に納税義務のある場合：納税義務があることを証する事項
- ④ 本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合：利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 直接持ち込み
  - ・経済部 農業水産課（横須賀市役所分館5階）
  - ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階）
  - ・各行政センター
- ② 郵送
  - 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
  - 横須賀市経済部農業水産課農業振興係あて
- ③ ファクシミリ 046-823-0164
- ④ 電子メール [aff-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:aff-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp)

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。  
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。